

高座清掃施設組合議会会議録

平成26年第2回臨時会

平成26年10月29日

高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

平成26年10月29日（水）午後2時4分、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を高座清掃施設組合第二清掃処理場会議室に招集した。

1 出席議員 14名

伊 田 雅 彦 君	加 藤 陽 子 君
安 藤 多 恵 子 君	守 谷 浩 一 君
松 本 春 男 君	松 本 正 幸 君
青 柳 慎 君	山 口 良 樹 君
綱 嶋 洋 一 君	戸 澤 幸 雄 君
山 田 晴 義 君	久 保 田 英 賢 君
池 田 徳 晴 君	
沖 永 明 久 君	

2 欠席議員 1名

市 川 敏 彦 君

3 付議事件

報告第3号 継続費精算報告について（施設更新計画業務その2ほか1件）

議案第5号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の一部改正について

議案第6号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

4 説明のため出席した者 12名

組 合 長 内 野 優	次 長 清 水 孝 之
副 組 合 長 笠 間 城 治 郎	専 任 参 事 芳 賀 順 一
副 組 合 長 遠 藤 三 紀 夫	施設課長兼建設推進室長 小野沢 直 仁
会 計 管 理 者 山 口 朝 生	総務課長補佐 鈴 木 茂
代 表 監 査 委 員 齋 藤 昭 一	施設課長補佐 守 屋 昌 治
事 務 局 長 加 藤 嘉 之	総務課主幹(建設推進室) 吉 川 浩

5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長 二見 宏 二 総務課主査 亀岡 幸治
総務課主査 上田 裕法

6 会議の状況

(午後2時4分 開会)

◎副議長(山田 晴義君) ただいまの出席議員は14名であります。よって定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成26年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

それでは、本臨時会開会に当たり、組合長より招集の挨拶をお願いいたします。
組合長。

[組合長(内野 優君) 自席]

◎組合長(内野 優君) 議員の皆様方におかれましては、公務ご多用の中、平成26年第2回臨時会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本臨時会開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。8月、9月、10月、何と言っても自然災害が、大きな問題でありました。8月の広島を中心とした豪雨による被害、9月には、御嶽山の噴火、そして10月には台風が2度関東を襲いました。被災された皆さんに心からお見舞い申し上げると共に、早い復旧を望むところでございます。特に、今回の台風18号によって、10月6日、私共の施設そのものは冠水しませんでした。近くの目久尻川が氾濫し、道路の冠水がありました。三市のごみの搬入ができない状況ということで、大変ご迷惑をお掛けしました。これにつきましては、何と言っても目久尻川の抜本的な改修という形になっております。当組合からは、しっかりと県の方に要望しますし、三市の首長からも近々私が代表で、県土木へ会って、要望していきたいというふうに思っています。そうしないと組合周辺の皆さんも、大変な状況でありますし、新しい施設ができたとしても、道路が冠水したことによって、ごみが搬入できないということも出てきますので、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。ごみ処理施設更新につきましては、こういった災害の関係も加味しながらしっかりと対応しなければならないというふうに思っておりますし、一步一步進んでいるところでございます。なお、地元の皆様のご理解によって、まず、し尿処理に施設が完成をしました。しかしながら、し尿処理施設が解決したから全てが解決したということではありません。数多くの課題が、高座清掃施設組合に投げかけられていますので、一つひとつ整理しながら新焼却炉が稼働するまでに解決をしたいというふうに思っております。その間、様々な点で議員各位には情報提供をさせていただきたいと思いま

す。私は、何といても34万人のごみ処理がここで行われているということ、市民の皆さんが知らないということをつくづく思いました。9月、10月にタウンミーティングを行いました。ここの施設の問題が出て、全く理解をされていないという問題も海老名市民でさえありますので、当然、座間、綾瀬は、そういった状況もあるであろうというふうに思っています。1月に広報で施設の関係を説明しながら、しっかりと地元の負担が、或いは地元の理解があってできるということを強調するというのも必要ではないかなというふうに思っているところでございます。2月には、私共できるだけ考えているのは、当組合議員さんへは、それぞれ説明を行っておりますけれども、三市各議員さんそれぞれいらっしゃいます。2月の段階で新年度予算が確定するような状況、或いは、施設整備検討委員会で議論している状況を三市の議員の皆さん全員に説明会を開こうと組合長として考えております。そういった面、議員皆さんの全体的なご認識が高まることによって、市民の理解・認識も変わると思っております。どうかその点につきましては、日程設定をしますので、お願い申し上げたいと思います。私共は、三市でありますので、日程調整がなかなか大変であります。よって3会場で議員さんを集めてやる場合には、どの会場へいらっしゃっても構わない形でやっていきたいというふうに思っています。これにつきましては、私が組合長でありますので、それぞれの市でやる時には、副組合長さんが出席すると三人の首長が出席するのは、なかなか無理な状況がありますので、そういった点をご配慮いただきたいというふうに思っています。今後、様々施設更新にあたって、来年の3月までには本格的な機種選定という形、それから27年度から、それに基づいた様々な工事が始まるというふうに思います。どうかこれからスムーズにいくことを議員の皆様方にもご理解・ご協力を申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、報告第3号 継続費精算報告について（施設更新計画業務その2ほか1件）或いは、議案等がございまして。

どうか、皆様方の宜しくご審議の程申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎副議長（山田 晴義君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査・定期監査及び財政的援助団体等の監査結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(山田 晴義君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長(山田 晴義君) 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員については、会議規則第99条の規定により、議長において戸澤幸雄議員、加藤陽子議員を指名いたします。

◎副議長(山田 晴義君) 次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

1番 伊田雅彦議員、7番 池田徳晴議員、8番 沖永明久議員、以上でございます。

◎副議長(山田 晴義君) 次に、日程第4 議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(山田 晴義君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦とすることに決しました。お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(山田 晴義君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

議長に伊田雅彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、指名いたしました伊田雅彦議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(山田 晴義君) ご異議なしと認めます。よって、伊田雅彦議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました伊田雅彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは議長に当選されました伊田雅彦議員に就任のごあいさつをお願いします。

〔議長（伊田 雅彦君） 自席〕

◎議長（伊田 雅彦君） 座間の伊田でございます。只今、議員の皆様により、議長にご推挙いただきましたことを誠に光栄に存じますと共に、心から御礼申し上げます。議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に努めて参ります。つきましては、議員の皆様方、また、理事者の皆様方にご指導、ご協力を賜りますことを心よりお願いを申し上げます。簡単ではございますが、議長就任のあいさつとさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎副議長（山田 晴義君） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の議長の代理としての職務は終わりましたので、議長と交代いたします。ありがとうございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に、組合長より本臨時会に上程される案件の説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優君） 自席〕

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

始めに、日程第5 報告第3号 継続費精算報告について（施設更新計画業務その2ほか1件）についてでございます。

一般会計予算の継続費に係る施設更新計画業務及びし尿処理施設建設工事に係る施工管理業務が完了し、継続費精算報告書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては、次長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第5号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び高座清掃施設組合の財政状況を鑑み、給料の切替に伴う経過措置を廃止したいためでございます。詳細につきましては、事務局長から、説明いたします。

次に、日程第7 議案第6号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,239万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,629万7,000円にするものでございます。歳入につきましては、繰越金の増をお願いするものでございます。歳出につきましては、総務費、

民生費及び衛生費の増、公債費の減、予備費の増でございます。詳細につきましては、次長から、説明いたします。

次に日程第8 認定第1号 平成25年度 高座清掃施設組合 一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入につきましては、予算現額41億6,647万1,000円に対し、収入済額41億7,225万1,797円でございます。

歳出につきましては、予算現額41億6,647万1,000円に対し、支出済額36億9,574万5,704円で、歳入歳出差引額は3億9,661万7,296円でございます。

翌年度繰越額は、7,410万8,000円ですので実質収支額は4億7,650万6,093円となります。この決算につきましては、去る9月26日に監査委員の方々から審査意見書をいただいております。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

◎議長（伊田 雅彦君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。日程第5 報告第3号 継続費精算報告について（施設更新計画業務その2ほか1件）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（清水 孝之君） 継続費精算報告（施設更新計画業務その2ほか1件）についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、ただいま組合長が申し上げたとおりでございます。

議案書の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページですが、平成25年度高座清掃施設組合一般会計継続費精算報告書をご覧くださいと存じます。上段になりますが、2款総務費、1項総務管理費、施設更新計画業務その2でございます。

事業内容としまして、次期ごみ処理施設として計画する高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設に係る施設整備基本計画策定を行ったものでございます。平成23年度から25年度までの3力年の継続事業でございまして、全体計画の年割額は、平成23年度が313万3,000円、24年度が687万6,000円、25年度が395万8,000円で合計が1,396万7,000円でございます。

実績の支出済額ですが、合計で1,396万5,000円でございます。財源内訳につきましては、特定財源が国庫支出金で、循環型社会形成推進交付金647万5,000円、一般財源が749万円でございます。

年割額と支出済額の差でございますが、合計で2,000円でございます。

下段に移りまして、4款衛生費、1項清掃費、し尿処理施設建設工事に係る施工監理業務でございます。

事業内容としまして、高座清掃施設組合し尿処理施設建設工事の設計及び施工に係る監理業務でございます。平成24年度から25年度までの2力年の継続事業でございます。全体計画の年割額は、平成24年度が842万1,000円、25年度が2,902万8,000円で、合計が3,744万9,000円でございます。

実績の支出済額ですが、合計で3,744万8,250円でございます。財源内訳につきましては、特定財源のうち国・県支出金が防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく補助金、市町村自治基盤強化総合補助金合わせて1,752万2,500円、地方債が財政融資資金で1,820万円、一般財源が172万5,750円でございます。

年割額と支出済額の差でございますが、合計で750円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（伊田 雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員

◎議員（松本 春男君） この内容というよりも、以前も提案したのですが、数字等の訂正があった場合は、マル正とがマル誤とか印をつけてくれないと分からないのですが、今回も4ページが途中で差替えがあったのですが、確認なのですが、三市の方に渡されたのはいつなのかということと、訂正はあってはいけないのだけれど、あった場合は、今後、分かるようにする場合、三市へ訂正版を届けられたそれぞれの日は、いつなのかをお聞きしたい。

◎議長（伊田 雅彦君） 次長。

◎次長（清水 孝之君） 誤りが見つかりましたのが、海老名市の議員説明会が終わった当日でございまして、既に海老名市さんの方が済んでますので、その後に行なわれます綾瀬市さん、座間市さんにつきましては、その場で説明の際に訂正をさせていただいたのですが、海老名市さんにつきましては、間に合いませんので、議会事務局及び議員さん個人のお宅へお届けさせていただいた形になります。今後につきましては、松本議員さんが言われましたように、分かり易いような対応を検討させていただきまして、今後、このようなことが無いように努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

◎議長（伊田 雅彦君） 松本春男議員。

◎議員（松本 春男君） 綾瀬と座間の方は、説明があったと、海老名の方は議会事務局へ訂正版を届けられたのは、いつなのでしょう。

◎議長（伊田 雅彦君） 次長。

◎次長（清水 孝之君） 申し訳ございません。昨日ということです。失礼しました。

◎議長（伊田 雅彦君） 松本春男議員。

◎議員（松本 春男君） 議会の場合、私たちも訂正版があった場合は、各市同じようなところでやらないと、今回は、ちょっとした数字のところかもしれないけれど、大きな訂正の場合は、1日、2日というところなら仕方がないけれど、会議の前日に届けるというのは、届けるのは後にしても、訂正版がありますという連絡だけは、入れていただきたいと思いますので、審議する際の質疑等、原稿の間違いの元になるので、そのあたりは、よろしくをお願いします。

◎議長（伊田 雅彦君） 次長。

◎次長（清水 孝之君） 大変申し訳ありません。今後注意してまいります。

◎議長（伊田 雅彦君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） ないようでしたら質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） 報告第3号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますので、ご了承願います。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に日程第6 議案第5号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） それでは、議案第5号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてをご説明を申し上げます。議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

本案は、平成18年度に実施された給与構造改革によって、職員の給料表を平均4.8パーセント引き下げたことにより、新たな給料月額が昇給等により、平成18年3月31日に支給されていた給料月額に達するまでの間は、新旧の給料月額の差額、いわゆる現給保障額が支給されておりますが、これが平成23年9月の人事院勧告において廃止が勧告されていることを踏まえて、ここで廃止をいたしたいものでございます。

改正内容でございますが、本条例中、給料表の切り替えに伴う経過措置を規定してございます附則第5条第1項に差額を支給する期限を「平成26年10月30日までとする。」文言を加えたいものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたしたいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員

◎議員（松本 春男君） 3点お聞きします。一つは、高座清掃施設組合は、構成三市ですから同じ条例の構成三市の考え方の状況について実際はどう動いているのか。それから、対象者は何人なのか。どういう人が対象になるのか。この3点をお願いします。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） 構成三市の状況でございますけれども、海老名市は、平成26年9月30日をもって廃止、綾瀬市及び座間市は、現在検討中です。それから対象者については、3名でございます。該当者は、平成18年3月に31日に支給されていた給料月額に達していないという形で保障しています。

◎議長（伊田 雅彦君） 松本春男議員。

◎議員（松本 春男君） 職員のプライバシーは、結構ですけれども給料が安い人なのか中堅なのか、高い人なのか、ランクでいったらどういう状況なのでしょう。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） 給料の高い人です。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） ないようでしたら、以上で質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。松本正幸議員。

◎議員（松本 正幸議員） 海老名の松本正幸です。本議案の提案理由には、人事院勧告及び高座清掃施設組合の財政状況を鑑み、給料の切替に伴う経過措置を廃止したいとあります。しかし、構成三市の状況を見ますと、海老名市議会では、先の第3回定例会で、同様の経過措置を廃止する条例改正がありましたが、座間市、綾瀬市では、このような経過措置の廃止ということはありません。

提案理由にもある人事院勧告、平成23年9月30日の勧告では、現給保証額を廃止する理由として、高齢層職員の給与が民間よりも高いことを挙げています。

確かに、公務員の俸給表は、50歳代では民間を上回っているものの、40歳までは、民間を下回るという構造になっています。現在、50歳代の職員は、40歳代までは、民間を下回る給与を受け続けてきた職員です。過去について手当をすることなく、現在の給与だけを問題にすることは、道理はありません。よって、本議案に反対するものです。以上で討論を終わります。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） 反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

◎議長（伊田 雅彦君） 挙手多数であります。議案第5号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に日程第7 議案第6号 平成26年度 高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（清水 孝之君） それでは、日程第7 議案第6号 平成26年度 高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

別冊の高座清掃施設組合一般会計補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

1 ページをおめくりください。第1条に歳入歳出予算の補正額を表記してございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,239万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,629万7,000円とするものでございます。2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

2 ページ目をお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

5款繰越金1項繰越金は、1億5,239万8,000円増額し、歳入合計の補正額を1億5,239万8,000円とするものでございます。

3 ページに移りまして歳出でございます。2款総務費1項総務管理費は、115万円の増、3款民生費1項社会福祉費は、80万4,000円の増、4款衛生費1項清掃費は、435

万円の増、7款公債費1項公債費は、17万1,000円の減、8款予備費1項予備費は、1億4,626万5,000円増額し、歳出合計の補正額を1億5,239万8,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。事項別明細書の総括の歳入でございます。説明は省略させていただきます。6、7ページをお開きいただきたいと思います。

総括の歳出補正額でございますが、全て一般財源で1億5,239万8,000円増するものでございます。

8、9ページをお開きください。2.歳入でございますが、5款1項1目繰越金1億5,239万8,000円の増は、平成25年度決算に基づきます繰越金でございます。

10、11ページをお開きください。3.歳出でございますが、2款1項3目企画費115万円の増は、新ごみ処理施設に係る検討委員会等の委員報酬と検討委員の費用弁償でございます。委員会が当初予定したよりも多く開催されるため、増額するものでございます。

3款1項1目社会福祉施設費80万4,000円の増ですが、本郷老人福祉センターの暖房設備は、処理場から供給される温水によって賄われておりますが、温水配管の老朽化等により漏水が発生し、暖房については、現在使用できない状況となっております。温水配管の修繕費用と壁掛け型のルームエアコン等の設置に係る費用を機能性、設置費用や維持管理面での経済性等を比較検討したところ、壁掛け型ルームエアコンがより安価であり、機能も変わらないことから壁掛け型ルームエアコンを設置したいものでございます。

4款1項1目清掃総務費435万円の増は、旧し尿処理施設の解体に際し、2つの処理槽に堆積していた残渣の処理方法を変更したことで、下水道使用量が増加し、その分の下水道使用料金が増えたため、増額するものでございます。

7款1項1目公債費、元金でございます。30万6,000円の増並びに2目、利子でございますが、47万7,000円の減でございます。こちらは、平成25年度借入地方債に係る借入利率が確定したことに伴いまして、平成26年度の元金と利子の償還金額に変更が生じたため、各々増減するものでございます。

8款1項1目予備費1億4,626万5,000円ですが、歳入歳出の差引額をこちらのほうに明記させていただいたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただきご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

◎議長（伊田 雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑

はございませんか。松本春男議員。

◎議員（松本 春男君） 焼却炉から本郷老人センターまで給湯と暖房が一つの管でいっていると思われませんが、建物の所で分かれていると思いますが、一般的に考えた場合、壁の中に暖房配管の修理が大変であるといつて、今後、給湯の関係はどうなるのかということと、焼却炉を変えた場合で、同じように送るのに給湯だけになるのか、どの位置で壊れて、お風呂に影響はないのか説明をお願い致します。

◎議長（伊田 雅彦君） 次長。

◎次長（清水 孝之君） 現在、本郷老人福祉センターですが、昭和50年に建設をされています。既に40年近く経っておりますので、現在使っているのは、お風呂と暖房の温水をひいてボイラーで温度調節しながら回しているわけですが、施設までは1本の給湯で行って、中で二つに分かれているという形になります。現在、給湯につきましては、各部屋の壁を通して配管をされて、そこから温水をひいてファンで温風を送っているということになります。部分的な修繕ができれば良いのですが、既に40年近く経過し、配管自体が、ボロボロということですので、一部直しても他の箇所が漏水する状態ということになりますので、配管修繕費用とルームエアコンの取付費用を比べましたら、配管修繕費用が1,000万円以上と大きなものとなっておりますので、ルームエアコンを使って対応したいと思います。お風呂につきましては、中に入ったところで二つに分かれており、また、お風呂の配管が短く、漏水箇所も既に修繕しておりますので、お風呂につきましては、そのまま現在も使用ができるということになります。また、今後の新しい焼却施設につきましては、本郷老人福祉センターがああ位置になるかということも検討したいと思っております。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） ないようでしたら、以上で質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） ご異議なしと認めます。よつて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

◎議長（伊田 雅彦君） 挙手全員であります。よって、議案第6号 平成26年度 高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議長（伊田 雅彦君） 次に日程第8 認定第1号 平成25年度 高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局長の報告を求めます。事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） それでは、日程第8 認定第1号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。決算書の2、3ページをお開きいただきたいと思います。

最初に歳入でございますが、主に収入済額でご説明させていただきます。

1款 分担金及び負担金でございますが、収入済額が27億990万8,000円、2款 使用料及び手数料は4億4,392万2,787円、3款 国庫支出金は2億6,696万6,000円、4款 県支出金は、1,360万円、5款 繰越金は、5億929万5,333円、6款 諸収入は、85万9,677円、7款 組合債は、2億2,770万円で、合計の収入済額は、41億7,225万1,797円でございます。不納欠損額及び収入未済額は、共にございません。

次に4、5ページ歳出でございますが、支出済額でご説明をさせていただきます。

1款 議会費は、110万2,266円、2款 総務費は、4億809万4,394円、3款 民生費が、2,300万2,154円、4款 衛生費は、29億9,537万5,506円、5款 教育費は、1億2,592万8,386円、6款 公債費は、1億4,224万2,998円、7款 予備費の支出はございません。合計の支出済額は、36億9,574万5,704円でございます。

次に事項別明細の説明に入らせていただきます。

まず歳入ですが、主として収入済額の金額に基づいてご説明いたします。

8、9ページになりますが、1款 分担金及び負担金は、1項 分担金のみの27億990万8,000円でございます。

構成市の分担金は、運営費分担金、建設費分担金、人件費分担金を合わせて、綾瀬市が率といたしまして28.0457パーセントで、7億6,001万1,000円、海老名市が34.6021パーセントで、9億3,768万6,000円、座間市が37.3522パーセントで、10億1,221万1,000円でございます。

2款 使用料及び手数料でございますが、1項 使用料は、55万787円で温水プールの自動販売機等行政財産使用料等でございます。

10、11ページでございます。2項 手数料は、4億4,337万2,000円で前年比29.9%の

増で、事業系廃棄物処理量が前年度比1,957トン増となった1万5,613.56トンの処理手数料及び他市からの一般廃棄物受け入れ2,121.32トンの処理手数料でございます。

3款 国庫支出金は2億6,696万6,000円で、1項 国庫補助金 1目 衛生費国庫補助金は、2億4,803万6,000円で、し尿処理施設建設に係る、防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律に基づく補助金でございます。

2目 交付金は1,893万円で施設整備基本計画策定等業務等を対象とした循環型社会形成推進交付金でございます。

12、13ページでございます。4款 県支出金は1,360万円でし尿処理施設建設に係る県補助金でございます。5款 繰越金、1項 繰越金は、5億929万5,333円で、純繰越金でございます。6款 諸収入 1項 組合預金利子は、20万4,554円、2項 雑入は、65万5,123円で、廃品売上代等でございます。

14、15ページでございます。7款 組合債 2億2,770万円は、し尿処理施設建設工事について財政負担の平準化を図るため、財政融資資金の借り入れを行ったものでございます。収入済額合計といたしまして、41億7,225万1,797円でございます。

16、17ページから歳出になります。こちらも主として支出済額でご説明させていただきます。

1款 議会費ですが、対前年度比0.9パーセント減の110万2,266円でございます。支出の主なものは議員報酬、速記事務、議員視察の自動車借料等でございます。

2款 総務費は対前年度比9.6パーセント増の4億809万4,394円で、1項 総務管理費が対前年度比9.7パーセント増の4億799万7,714円です。

1目 一般管理費は、対前年度比4.8パーセント増の3億2,244万7,845円でございます。支出の主なものは、総務課職員等の給料、職員手当、共済費で合計、1億8,173万8,222円でございます。

20、21ページへ移りまして、14節 使用料及び賃借料では最終処分場借地料等で3,426万6,356円、19節 負担金、補助及び交付金では、地元団体等への負担金、地元団体への補助金等で、9,488万5,027円でございます。

22、23ページをお開きください。

2目 財政管理費は、対前年度比1.1パーセント減の3,480万55円でございます。

主なものは、11節 需用費で消耗品費、施設修繕等、404万3,919円、13節 委託料で、施設清掃、警備等、1,730万8,402円。

24、25ページをお開きください。14節 使用料及び賃借料で電算機借料等、1,190万463円でございます。

3目 企画費は、対前年度比73.6パーセント増の5,074万9,814円でございます。

主なものは、13節 委託料で施設整備に係る生活環境影響調査業務等で、5,007万6,600円でございます。

26、27ページをお開きください。2項 監査委員費は、対前年度比5.2パーセント減の9万6,680円でございます。3款 民生費、1項 社会福祉費でございますが、対前年度比12.3パーセント減の2,300万2,154円でございます。

28、29ページでございます。支出の主なものは、11節 需用費で施設修繕、126万円、13節 委託料で本郷老人福祉センター指定管理料等2,169万8,250円でございます。

4款 衛生費でございますが、決算総額の81.1パーセントを占めております。

衛生費全体で対前年度比18.1パーセント増の29億9,537万5,506円でございます。

1目 清掃総務費は対前年度比7.5パーセント減の7億891万7,115円でございます。

支出の主なものは、施設課職員の給料、職員手当、共済費の合計5億6,338万7,121円でございます。

30、31ページでございますが、11節 需用費は光熱水費、作業用消耗品等1億2,153万3,752円、13節 委託料で電気保安業務等、1,009万1,040円、14節 使用料及び賃借料で下水道使用料等592万3,773円でございます。

32、33ページをお開きください。2目 塵芥処理費は対前年度比14.7パーセント増の17億2,657万4,733円でございます。11節 需用費は、10億9,520万6,087円で、支出の主なものは、薬品等の消耗品費6,460万3,468円、燃料費806万7,575円、第二清掃処理場等の施設修繕、10億1,237万4,195円でございます。

34、35ページ13節 委託料でございますが、6億1,890万7,116円でございます。主なものは、備考欄下段に記載しております、焼却灰等処理処分の一般廃棄物処理、5億3,910万695円、処理困難物処分として、3,309万7,595円、放射能、ダイオキシン類及び大気、水質等の各種測定分析業務を合わせて、629万6,766円でございます。

14節 使用料及び賃借料は、975万5,004円で、作業用車両の自動車借料等として、560万8,596円が主なものでございます。

38、39ページをお開きください。3目 し尿処理費ですが、対前年度比22.4パーセント減の4,372万3,008円です。主な支出は、11節 需用費で定期整備補修による施設修繕、薬品等の消耗品費、1,349万5,818円、13節 委託料は、し尿処理施設維持管理業務の委託等で3,022万7,190円、4目 し尿処理施設建設費は、対前年度比148.1パーセント増の5億1,616万650円でございます。支出の主なものは、し尿処理施設建設工事に係る設計施工監理業務として、13節 委託料2,902万7,250円、15節 工事費、4億8,676

万9,500円でございます。

40、41ページに移りまして、5款 教育費、1項 保健体育費ですが、対前年度比6.6パーセント増の1億2,592万8,386円でございます。支出の主なもの、11節 需用費で施設修繕等、2,297万9,010円、13節 委託料で高座施設組合屋内温水プール指定管理料等、9,719万6,400円でございます。

6款 公債費ですが、対前年度比43.6パーセント減の1億4,224万2,998円で、元金、利子の償還でございます。償還先は、財政融資資金が5件です。

次に7款 予備費でございますが、支出はございません。

支出済合計額が36億9,574万5,704円でございます。不用額は3億9,661万7,296円でございます。

次に44ページでございますが、実質収支に関する調書でございます。歳入総額が41億7,225万2,000円、歳出総額が36億9,574万6,000円、歳入歳出差引額が4億7,650万6,000円でございます。このうち翌年度へ繰り越すべき財源について、継続費通次繰越額1,210万8,000円、繰越明許費繰越額6,200万円でございます。実質収支額は4億239万8,000円で、基金への繰入れはございません。

46、47ページをお開きください。公有財産に関する調書でございますが、土地について、清掃処理場敷地が、5.42平方メートルの減、本郷老人センター敷地64.69平方メートルの増、併せて59.27平方メートルの増で、海老名市との境界を確定したことによるものでございます。建物については、新し尿処理施設完成に伴いまして1,184.46平方メートルの増でございます。

50ページをお開きください。物品に関する調書でございますが、ドーザーショベルが廃車により1台の減となりました。

以上雑駁ではございますが、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 本決算については、監査委員の審査を受けておりますので代表監査委員より審査結果について、総括的なご報告を願います。代表監査委員。

◎監査委員（齋藤 昭一君） 平成25年度の高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算について、私と青柳監査委員の2名で審査をいたしました。私から審査結果について、ご報告を申し上げます。お手元の資料にございますように、歳入歳出決算書、決算事項の明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書はいずれも関係法令に従って正しく作成されておりました。また、本会計の予算の執行も全般的に目的に従いまして効率的かつ、適正に行われているものと認められました。なお、本決算の内容につきまして、

お手元の資料の2ページから19ページに記載いたしました。既にご高覧いただいていると思いますので、説明を省略させていただきます。以上でご報告を終わります。

◎議長（伊田 雅彦君） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。山口良樹議員。

◎議員（山口 良樹君） それでは、私の方から二つほど質問をさせていただきたいと思います。まず一つ目が、決算書の25ページの最終処分場の調査業務について、447万3,000円、これの調査内容について、具体的にどのような調査であったのかお尋ねいたします。それから、決算書33ページの施設修繕費に係る10億の内容についてお尋ねをいたします。

◎議長（伊田 雅彦君） 次長。

◎次長（清水 孝之君） 平成12年に埋立てが終了しました、最終処分場の跡地の有効利用の検討をするということで、事業者へ組合周辺の自然環境の保全を目指しまして、跡地の調査・研究する目的で自然再生研究業務ということで、基本計画書を策定したものでございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 山口良樹議員。

◎議員（山口 良樹君） もう一回お尋ねします。決算書25ページに記載されている最終処分場の調査業務、これについて、どのような内容の調査をされたのか、試掘調査をされたのか、ボーリング調査をされたのか、いわゆるダイオキシンの調査ということで、井戸水の調査をされて、色々調査の内容があるかと思いますが、具体的にどのような調査をされて、結果的に問題が無いという判断をされてのかお伺いしたいと思います。

◎議長（伊田 雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢 直仁君） この計画につきましては、次長が申しあげましたとおり、最終処分場の跡地利用を計画したものでございまして、分析の方は、3月に繰越明許して、今年度実施している事業のことであると思います。ですから、この決算の内容につきましては、跡地利用計画を作成したものでございます。

2点目の施設修繕の内容でございますが、第二清掃処理場焼却施設、粗大ごみ処理施設、焼却灰積替え保管施設、排水処理施設、最終処分場、電気室等、大雨対策等の修繕を行ったもので、10億1,237万4,195円支出したものでございます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 山口良樹議員。

◎議員（山口 良樹君） ちょっと整理をしていただきたいのですけれど、最終処分場の施設について、これから跡地利用をする上で、地元の皆さん、一般市民の皆さんがそ

こを利用するのに安心をして跡地利用をするためには、最終処分場の土地が安全であるということが前提でないと跡地利用ができないと。そういう考え方に立っているからこそ、今回ここで最終処分場の調査をして、安全であったということを今確認したんだというふうに私は理解をしております。それで、今から数十年も前にあそこの最終処分場ができて、そして高座清掃施設組合で処理した焼却灰等をあそこに搬入したという歴史的な経緯からすると、地元の皆さんからしてみれば、或いは、海老名市民にしてみれば、適正に処理をしているのかなと、それが一番不安であると思います。現在でいう環境基準に適合した場所での処理をしたのかどうか、その辺のところは不安だからこそ、これから跡地利用をするにあたって、きちんとそこを調査しておかないと、施設を造った後に色々問題が起きては困るということであると思います。ですから、しっかりした調査をしていただかないと困るわけであります。場合によったら、何メートルまで掘り下げて試掘をして、どんな物が埋まっているのか調査した上で、適切な対応をとっていただきたいと思います。

その次に、施設修繕費について、これは、私が平成19年に海老名市議会議員に当選をさせていただいて、高座の議員にもならせていただいた当時から申し上げているのですが、かかる修繕費の10数億というのは、ちょっとあまりにも突出しすぎている、ようするに、修繕でありますから、メーカーさんから、これを直さなければ万全な操業ができませんと言われれば、組合の事務方の皆さんにしてみれば、メーカーさんの言われるがままに修繕経費を計上せざるを得ないであろうと、そういうお話を平成19年当時に聞かされた時に納得も理解もできました。というのは、当時から考えれば10年以上先まで使わなければならない施設であるということを前提に、その程度の修繕費もしょうがないかなと実は思ったのです。しかし、もう明らかに炉の更新の準備もし、全体の施設の計画もここまで煮詰まって、あとこれから入札、建築に行く中でですね、毎年毎年同じようなと言うのは恐縮ですけれども、はたしてこの10億を超える修繕費というのが、本当に必要な10億なのかなというのが私はどうしても疑問に思えてならないことなのですね。例えば、ちょっと比べたいと思いますけれども、ここで今年度操業しましたし尿処理施設の建築経費がおいくらでありました。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） 約8億です。

◎議長（伊田 雅彦君） 山口良樹議員。

◎議員（山口 良樹君） 今、局長さんからもお話がありましたように、新しいし尿処理施設、近代的な環境基準にも適合した新しい施設であっても10億かからない。その程

度の規模で予算処理もされてきている。ですから今回ですね、あと数年で潰すというのが目に見えている施設に10億からの修繕費というのが、どうしても納得できない。これだけ申し上げておきます。終わります。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はありませんか。加藤陽子議員。

◎議員（加藤 陽子君） 2点伺います。1点目は、ごみの搬入量に関してですけれども、昨年度の三市の合計が、事業系が増えたということもありまして、72,162トンが出ていますけれども、2020年に30パーセント削減ということで、62,000トンということに対して現在、18パーセントの削減量ということをしてはしておりますが、そうした中で、減量策について、各市がやることであると思っておりますけれども、昨年策定しました施設整備基本計画においては、もう4年後になりまけれども、新炉の建設の数値を65,776トンと定めてありますけれども、これに対して、高座として計画数値についてどう進めていくのか伺うことが1点目です。

2点目が、昨年度歳入分として、事業系と他市分が、増えまして、手数料も増えているということではありますが、同時に歳出としても灰の処理経費や、また細かいことを言いますが、鹿嶋市への環境保全協力金も量に応じて上がるということで増えているようです。そうしたことから、処理コストが、この資料にもありますが、キロ30円ですけれども、現状25円で処理している中では、事業系と他市分だけでは、入ったお金と出た、払うお金のところでは、収支がマイナスになっていないかどうかを伺いたいと思います。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） 1点目のごみの搬入量の関係でございます。事業系の増加の抑制といったことであると思っております。これについては、先程お話しした、廃棄物の処理基本計画の平成24年度に再訂をいたしました。そういった中で、事業系のごみは、平成22年度に議決としまして、構成市全体で、平成33年度までに2,800トン、39年度までに3,000トンの減量を計画をしているという状況であります。そういった中で、三市清掃行政連絡協議会の中で議論いただいて減量をお願いしていくということでもあります。私共として何ができるのか、ということでもありますけれども、私共は、内容物検査業務を行っております。そういった中で、事業系の搬入業者について不燃物等が混入した場合は、事業者へ注意を促すと、なお、悪質と言いますか、度重なる場合は、構成市を經由して排出業者についても指導をしていただくという形をとっております。今後、構成市と連携を取りながら不燃物以外の有価物等についても可能な限りリサイクルできるような形を指導していきたいというふうに考えております。これについては、構成市

の方で周知をしていただく必要がございますので、そういった方面、現在模索中でございます。処理コストにつきましては、平成21年にごみの経費を25円という数字の設定をしております。この25円という数字ですけれども、県内でも一番高いという状況がございます。他には、小田原市、それから茅ヶ崎市も先に値上げをさせていただいている状況であります。ですから、それで全部を賄おうとするのは、なかなか難しい場合もあります。ごみ処理経費だけではなく、その他にも施設の維持管理等で費用が掛かるということもございますので、そういったもので全額賄うということは、難しい状況ではございますけれども、今、申し上げましたように、少しでも減量いただいて、なるべく負担を少なくといったものを目指していきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 加藤陽子議員。

◎議員（加藤 陽子君） ありがとうございます。分からないところだけ、1点目ですが、処理量を整備基本計画で65,776トンということで、炉の大きさとしては、245トンで2炉ということで、もう今、事業者の選定というところでは、増えるとこれが困るわけなのだなと考えますけれども、そうしたところは、それに合わせて、上限と言いますか、そういったところで進めていくという決意でやっていくことでよいのかお聞きしたいのと、2点目は、はっきり分からなかったのですが、事業者や他市の分のところでは、やはり、不足が出てしまうことで、全体の中でやりくりしているというので良いのでしょうか。

◎議長（伊田 雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） 新施設との関連ですけれども、できる限り三市にご協力いただいて、減量を進めていただくということです。これは、三市の中で出していた数字ですので、そちらで確認したいと、ただ、一つ既存施設のピット、ごみを貯めておくところが、3日もたない状況でございますけれども、1週間以上、置いておけるような大きいものを設置したいと考えておりますので、そういった中で平準化してごみの処理をやっていきたいというふうに考えております。

処理コストの関係でございますけれども、やはり黒字ということは、なかなか難しいのかなと考えております。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はございますか。松本春男議員。

◎議員（松本 春男君） 2点お聞きします。職員の中で、建築とか電気とか設備で炉の方は、分かると思うのですが、例えばこの施設が、本当に必要かという化学的な技術者というかな、職員の中に配置されているのかどうか。それともう一つ、温水プールで、65ページの説明を聞いたらですね、1年間で高齢者の助成券利用の人数が、海老名

市さんが7,625人、座間市さんが393人、綾瀬市が12,587人、座間市さん、遠いということもあるのですけれども、ちょっと極端に数字が違うのですけれども、このあたりは、ある程度構成三市が、使いやすくするために、遠距離という問題はあるのでしょうか、何かこう義務的に検討されているのか、その2点をお願いします。

◎議長（伊田 雅彦君） 専任参事。

◎専任参事（芳賀 順一君） 只今の化学を学んできたという職員でございますが、化学を専攻している人間は、2名程います。うち、1名が、建設に携わっておりまして、1名が、施設課へ配属しております。

プールの利用の関係でございますが、海老名市、綾瀬市については、交通の便が確保されていることですが、座間市につきましては、老人センターの方は、送迎を行っておりますけれども、プールにつきましては、私共の運営上、送迎しておりません。以上です。

◎議長（伊田 雅彦君） 松本春男議員。

◎議員（松本 春男君） プールの方は、座間市さんの方は、地理的な遠距離ということもあると思いますが、人事の方なのですけど、化学をやられているという方が2名いられると聞いたのですが、その人の年代、役職的にはどの位なのか、一つ心配なのは、入ったばかりの方は、なかなか業者の単価が高いとか安いとか指摘できないと思うけど、ある程度課長とか、課長補佐クラスになると、それが本当に必要な工事なのか、逆にやらなくてはいけない工事であるとか、指摘できるレベルなのかその点をお聞きしたい。

◎議長（伊田 雅彦君） 専任参事。

◎専任参事（芳賀 順一君） 2名につきましては、30代の後半でございます。指導する立場にはございませんが、私共、化学につきましては、専門の仕事でございまして、十分に意見を反映する体制はとっております。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 松本春男議員。

◎議員（松本 春男君） そのあたりが、運営上の安全対策とかそういうのは、もちろんやっていただくのですけれども、業者の金額で、私も良く聞いても高いか安いかわれちゃうと、ほとんどの職員の方が、判断ができない、金額だけ見ても本当にそれがそうなのかという、そのあたりで特に化学とか建築あたりの設備の人達の意見を集中して、本当に必要な経費、以前も10数年前、20年位前から指摘している事ですけど、言われたままに払っていたのではとてもだめ、かと言って、やらないといけないとあるので、そのあたりは、そのあたりの中堅職員の意見もですね本当に業者の見積等あった場

合は、部門は違っても本当に必要なのかということの特に勉強も今後していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（伊田 雅彦君） 専任参事。

◎専任参事（芳賀 順一君） 特に今のお話しの中では、分析の費用が該当するかなと思います。監査の中でも話題になってございますが、分析費用につきましては、ここ数年低入札が続いております。したがって、参考とする物価本等につきましては、単価よりはるかに低い金額で落札をしております。特に新施設につきましては、化学上きちんと収支がなされているかどうかということは重要な事であると思っておりますので、これは意見を尊重せざるを得ないということで、今後もそのように対応していきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎議員（沖永 明久君） 何点か決算に関して質疑をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。まず、事項別明細書の20ページ、21ページになりますけれども、総務費、総務監理費、一般管理費の負担金補助及び交付金についてであります。当該年度決算におきまして、3千88万1,973円の不用額が計上されています。この不用額に関しては、お聞きしましたところ、いわゆる周辺対策協議会への補助金ということでありまして、率直に言いますと、まだこれが残っているのかというのが率直な感想であります。経過からすれば、皆様ご承知のとおり、第二処理場の外壁工事を取り止めた際に、一応、最初に予算を組みましたから、予算を組んだ上での高座清掃施設組合の一般財源負担分、それを地元の皆さんのお話しの中で、今後、地元が行う事業に対しての還元をしてほしいということから予算計上がされ続けてきたものであります。その時点でも私は指摘をしていたのですが、まず、問題だと思える点から言えば、補助対象事業が明確ではないにもかかわらず、毎年予算計上が行われている。総計予算主義の原則から言うと、どういった補助事業を行うのか、そのことが明確ではないにもかかわらず、毎年予算計上されるというのは、法的にはクリアしているとは思いますが、適切な予算執行管理とは言えないのではないかというのが率直なところではあります。

その時点でも、私はこういった場合では、その趣旨が地元へ還元するという対策であるならば、基金を造成して、その基金に一時的にそれを貯めておいて、地元の皆さんのご要望であるとか事業に関する熟度が高まった場合に、その基金を取り崩して執行するというのが最も適切なやり方ではないかということをご指摘をさせていただいた。

その他、当時、自治会等に対する補助金についても主旨は良いとしても、その補助金要綱が整備されていないのではないか、周辺対策に関して、その意義を認めたとしても

予算執行に関しては、厳正かつ公正に行われるべきではないかということをご指摘させていただきました。そういった点を踏まえて具体的に質疑をしたいと思っております。

1点目は、当該年度不用額となった経過を改めて説明をしていただきたいと思います。

2点目は、先程も改めて指摘をしましたが、こうした予算計上の在り方について、もう一度見解を伺いたい。或いは今後こうしたことは、続けていくのか。その時に補助金要綱の整備をしていくことを組合長も認められたと思っておりますが、その後、補助金要綱は整備されたのか。その点を確認させていただきたいと思っております。

次に、事項別明細書の24、25ページ或いは、26、27ページになろうかと思っておりますが、総務費の総務管理費、企画費であります。その中で、最初に最終処分場の調査業務ということで、先程、山口議員さんからも質疑がありましたが、私の理解では、この最終処分場の調査業務というのは、処分場跡地の上部利用に関しての調査を行っております。内容物の分析業務とは別の問題、それは、他の予算措置が行われていると私は理解しておりますけれども、その上で、この上部利用に関しての調査業務の委託ですから、成果物が決算年度には提出がされていると思っております。その成果物による中身の概要について報告を願いたい。

あともう一つは、この最終処分場に関しては、他の予算の費目に示されているとおり、借地になっております。現在、年間3千万円位の借地料が支出をされていると思っておりますが、その後の利用の在り方とすれば、炉の更新ということも含めて周辺の整備や、今後の恒久的な対策、この地域全体のことを考えていくとしたら、そろそろ最終処分場の買い取りも含めて着手をすべきではないかと思っておりますけれども、その点に関しての見解を伺いたいと思っております。

次に、調査委託の中で、ごみ処理施設の更新に伴う生活環境影響調査業務というのがあります。これ23年度から25年度。継続費になってございますけれども、これに関しても、新しい焼却炉を建設するに当たって、以前から組合長がいわゆる廃掃法に基づく環境影響評価というのは、5項目に限定をされていますけれども、県のアセス条例に基づくもので20項目、高座清掃施設組合の新しい炉の建設に関しては、県のアセスの対象事業ではないけれども、県アセス並みの環境影響評価を行っていきたいという姿勢を以前から示されています。そのことに関しては、私も評価をしてきました。

その上で、新たにこの評価項目は、一体どうなったのか、廃掃法に基づく5項目以上のものであるというのは、どういった項目が評価項目となっているのか、その点に関してをお示しいただきたいと思っております。

もう1点は、前々から議論になっておりますけれども、その廃掃法に基づく環境影響

評価の手続きというのは、調査報告書を提出し、それに対する意見書を求める、という手続きだけであり、言わば一方向なわけであり、それに対して神奈川県のアセス条例に基づくものというのは、環境影響調査書を提出した上で、さらに公告、縦覧からアセスの審査会への諮問、答申、さらには、意見書に対する見解書という形でもう一度返してもらい、或いは説明会、公聴会の開催というものがアセスの条例の中で定められている。私は、当然、県のアセス並みの環境影響評価をするならば、より住民の方々に環境影響評価に関してのキャッチボールと言いますか、往復が必要であろうかと思っているのですが、どのようになっているのかお聞きをしておきたいと思っております。

◎議長（伊田 雅彦君） その辺でとりあえず一度切りませんか。

◎議員（沖永 明久君） あと1項目なので、続けてよろしいでしょうか。

◎議長（伊田 雅彦君） 沖永明久議員。

◎議員（沖永 明久君） 後は、施設更新に係る土壌汚染状況調査業務に関して、お聞きをしたいと思います。私も大変久しぶりなので、皆様ご承知で重複したら大変恐縮でございますが、調査に至る経緯をお聞かせいただきたいと思うのと、先程の環境影響評価との関係はあるのか無いのか、もちろん、環境影響評価の中には、土壌の調査項目というものが入っていますから、それとの関連があるのか、或いは、その調査結果はどうだったのか。或いは、その結果が基準値以上であった場合の処理方策、この点についてお聞きをして私の質疑とさせていただきます。

◎議長（伊田 雅彦君） 組合長

◎組合長（内野 優君） 総括的に私から答弁させていただいて、具体的にはそれぞれの担当で答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の周辺対策の問題でございます。これは、予算上、沖永議員の指摘のとおり毎年毎年予算化して、いわゆる不用額で落としていくということは、予算上では問題があると思っております。しかしながら、今回の補助金というのは、地元の皆さんとお約束したことを守っていく、実行していくということが必要でありますけれども、どう周辺対策を構築していくか地元としての協議が固まっていなかったという問題があります。自治会或いは対策委員会が二つあるわけであり、慎重に対応してきた関係であります。議員ご指摘のとおり、補助金要綱も不十分でありました。今回しっかりとした補助金要綱の制定を行いまして、その部分については、しっかりと執行していくという形になっていると思っております。先程、基金の問題が出ました。やはり、そういった予算、繰越金も大きくなっており、前年度の繰越金も5億、今年度も5億ととあります。しかしながら、それを基金として、今後の施設整備等に使うという一つの考

え方でございますけれども、三市の構成団体の負担金で主に賄っております。やはり何と言っても4億、5億、そういったものを基金として持っていくということが大切でありますけれども、1億でも次の年度の負担金を少なくすることによって、三市もそれぞれ住民サービスを行っているわけですから、基金をつくっていくというのは、相当なお金が掛かりますけれども、三市の首長と議論しながら方向性を見極めていきたいと思っております。これにつきましては、財政当局或いは事務担当でも色々議論があるのですけれども、どうしても予算編成の段階になりますと、それぞれの負担金は少ない方が良いわけではありまして、そういった部分につきましては、合意決裁ができていないという状況もありまして、そういった部分については、今後も協議していきたいと思っております。

2点目の最終処分場の関係の先程、山口議員がおっしゃった予算については、今年度執行してあります。今回の25年度予算というのは、基本的に言われたとおり、上部の計画における調査でありまして、これについては、議員おっしゃるとおりの予算でございます。今後、最終処分地をどうするかということと借地のままであります。今回、土壌調査の結果が出ました。何も環境に問題がなかったのかということ、問題があるわけです。しかし、今の状態で維持すれば問題ないという形でございます。そうしますと、上部を覆土して地権者に戻せばよいではないかと一般的な所もありますが、管理型で問題は無いということですから、上部利用を計るに当たって地元の説明会を行いました。今後は、地権者の皆さんに集まっていただいて、この報告をさせていただいて、今後この土地についてどうするかという問題、借地のままで行くのか又は買い取りに行くのかという話を地権者も色々ご意見がありますので、把握をしていきたいと。

今のままでしたら、上部利用は問題無いという話がございますので、上部利用を地元の皆さんと地権者の皆さんの合意形成した上で、上部利用を計ってまいりたいと思っております。なぜならば、3千数百万を投入して借りているわけで、何も使っていないわけです。しかし、そのまま置いていけば、3千500万円は借地料ですけれども、上部利用することによって、いろいろな人が使われるという形の中では、利用価値があると思われま。普通使われる分には問題ないと出ていますので、しかしながら、中に全くないのかということ、現実にあります。これを無害にして、ゼロにするには、相当の費用が掛かるとの報告を受けておりますので、地元と今のままで、そういう形、借地にするか、買い取りにするかありますけれども協議をしてまいりたいというところでございます。

3点目のアセスの関係につきましては、私も環境アセスと同じような項目で調査をするという話がありましたけれども、手続き上の問題について詳しくは、事務局の方から

説明をさせていただきたいと思います。

4点目の施設の土壌調査の関係についても担当の方から答弁をさせていただきたいと思います。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢 直仁君） それでは、生活環境影響調査項目について説明させていただきます。当組合の施設整備基本コンセプトにもございますように、環境に十分配慮した施設づくりを目指しております。そのためには、適切で合理的な生活環境影響調査項目の設定が必要であるため、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく大気汚染、騒音、振動などの他、神奈川県環境影響評価条例の手續に代えて、地元団体への説明を行い、要望を含めまして、土壌汚染や廃棄物、電波障害、景観、レクリエーション資源、温室効果ガス、安全を含めて12項目を実施いたしました。

手續きについては、高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響評価の縦覧等の手續に関する条例で規定しているとおり、生活環境影響調査報告書を作成し、縦覧、生活環境保全上の見地から意見書の提出を求めると、廃棄物処理法と同じような手續きで、実施したいと考えております。これにつきましては、議論もごさいますが、まず地元には、基本コンセプト等を説明しておりますように、安全安心な施設づくりということをメインにしておりますので、項目とか手續きにこだわらず、廃掃法に準じて条例を設置しましたので、その手續きで行いたいと考えております。

土壌汚染につきましては、土壌汚染対策法及び県条例に基づき、土壌汚染調査を実施しました。まずは法律に基づき、範囲の指定ということで、今回、クロム、鉛及びフッ素が検出されましたが、ここは、元々焼却施設があった土地ですので、その恐れがあるとして、10メートル区画ごとに調査をいたしました。出たものに対して追跡調査を行いまして、どの位の深さまで汚染されているのかというような調査をしたところ、3,900㎡の内1割の340㎡あたりが汚染されておりまして、汚染の深さとしては、50センチから1メートル、今後、来年度の工事におきまして、汚染されていない土壌も含めて、さらに1メートルを撤去するというような内容になっております。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 沖永明久議員。

◎議員（沖永 明久君） どうもありがとうございます。今いただいた答弁に対して改めて再質疑をさせていただきたいと思います。周辺対策協議会等への支出のことに関してのことですが、ちょっと残念なのは、当時は、1、2年で終わると。組合長もちょっと勘違いをされていると思うのですが、私の言った基金というのは、いわゆる対策協議会の3千万円を地元対策ということに対しての基金を造成して、それに入れておけば、

必要な時に取り崩すという形で、基金を設置したことによって地元の皆さん方に残高として3千万ありますよって、恒常的にお示しをできますし、その基金から出す時に関しでは、支出が明確になるわけですから、その方が会計上も透明性がありますし、地元の方に対しての信頼もしっかりとそこに担保できるのではないかと。これは、その時に1年2年のことだからというような感じだったわけです、公式な見解か全員協議会の場か忘れてはいますが、これだけ経過して今更というのものもあるかもしれませんけれども、改めて予算執行上に関しては、その方が既に3、4年経っているわけですから、基金造成した方がより明確であったと思うし、毎年こういった不用額の計上をしなくても済んだのではないかというふうな点に関しては、改めてではありますけれども注意を促しておきたいというふうに思います。基金に関しましては、そういう意味です。全体の更新に対する全体の基金、財政運営上から言えばそういった手法ももちろん考えられると思いますけれども、そう言ったことではございません。

補助金要綱に関しましては、設定をされたということなので、、

(「議長」と呼ぶ者あり。)

◎議長(伊田 雅彦君) 組合長。

◎組合長(内野 優君) 訂正です。補助金要綱につきましては、見直しを指示しましたので、今作業中との事です。宜しくお願いします。

◎議長(伊田 雅彦君) 沖永明久議員。

◎議員(沖永 明久君) 補助金要綱について見せていただこうと思いましたが、策定中との事ですので、できあがったらしっかりとチェックをさせていただきたいと思います。最終処分場の問題に関しては、大枠の方向性は、私もそれで良いとは思いますが、やはり、相手のあることだと思いますが、先程おっしゃっていた上部利用が可能であるということがあるのならば、公共施設としての活用であるとか、恐らくそういうことになろうかと思えます。その場合、底地は当組合が保有するということには、原則的には必要なことだと思いますので、そういった点を是非、地権者の方々等含めて、協議をしていただいて、その方向でやっていただければなというふうに思います。

環境影響評価に関してなのですが、12項目を実施されたということでもあります。羅列してお聞きしたので、十分に吟味ができませんでしたので、後程詳しくお聞きをしたいと思えますけれども、基本的な方向性としては、追加項目を実施するということは、非常に良いことであると思えます。ただし、最終的な、、なんて言いますか、住民の皆様とのキャッチボールが、廃掃法に基づく手続きということと、条例で言えば、高座清掃施設組合の環境影響評価の縦覧に関する条例でしたっけ、これはたしか、し尿処

理施設の時に新たに制定をした条例であると思うのですね。その時も実は指摘をしているのですが、今後のアセス並みのことをやるとしたならば、これでは足りないのではないかと、それはアセスはアセスでまた考えますよと、いうお話しであった。だから改めて聞いたのです。アセスの手続きの問題とか、評価項目の問題ではないのだと、おっしゃられたのですが、やはり評価項目なり手続のがそういったものを担保する、或いは住民の方々への市民の皆さんへの信頼を築いていく上での私は最低限の条件であると思います。つまり、その項目があったから、手続きがあったからだけではないですけど、最低限クリアすべき問題ではないかと思えます。というところからすると、何らかの公聴会、説明会、もちろん県のアセス審査会を我々がそれを準用するのは、制度的に難しいですから、もし、そのような第三者機関を設置しようとするれば、独自に条例によって制定をしなくては行けないと、手続き上困難な点もあります。

であるならば、より近づけていく形で住民に対する意見書を頂いたら、それに対する回答書だとか、或いは公聴会や説明会で言ったものをきめ細かくやっていただくということが、本来の環境影響評価の主旨に合致することではないかと思えますので、それを改めて見解を伺っておきたいと思えます。

◎議長（伊田 雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的には、調査項目の概要については、評価をされていると思えますけれども、より以上のことをやっている。手続き上、住民或いは市民の公開をしっかりと、手続きを一步一步踏んで実証すると私も理解をしています。時間的な問題等もございませう。はっきり申し上げて、私共、平成30年までに稼働するというところで方向を決めておりますので、地元の皆さんの了解も2年かかりました。それでも課題は山積してございませう。様々な点で今の人員或いは時間的な問題で、そこまでやれば一番最高かもしれませうが、そういった形ではなくて、できるだけ周辺住民の方にご理解を求める、或いは、構成三市の色々な関係の中で説明責任も果たすようなことも考える必要があると思えますけれども、今、沖永議員さんがおっしゃるような、環境アセス手続き上の公聴会等の問題は、今の廃掃法の手続でやらしていただきたいというふうに考えています。以上でございませう。

◎議長（伊田 雅彦君） 沖永明久議員。

◎議員（沖永 明久君） 最後に、前に初めての一般質問を高座清掃施設組合議会で、この点について質問いたしまして、その時の答弁の中でも、今までの事例として、当局側がお示しになられたのが、相模原市と東大阪市ということでありました。ここも基本的には、廃掃法に基づく手続きに評価項目をプラスしたり、当時の相模原市も県条例の

手続きどおりやっていないです。そこで、答弁の中にも調査項目の追加や公聴会に代えて地元説明会だとかその他の説明会を実施してと項目を答弁された。そこからすると、タイムスケジュールに関して私も久々に戻ったもので、完全に精度高くどの時期にと今の段階では言えませんが、いずれにしても地元に対する説明会とかは行うと思うのです。そういった場合に、地元説明会を三市の市民を対象にするとか、或いは別に地元は地元で話をやって、その他にも一旦頂いた意見に対しての意見交換ができるような、答えるような場をできれば、作っていただければ、より、そのことが、環境影響評価、もちろんアセスの手続き通りではないですけれども、そういった丁寧さが必要なのではないかと思いますので、最後に再度、お願いを含めて質疑とさせていただきたいと思えます。

◎議長（伊田 雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的には、冒頭、ごあいさつで申し上げたとおり、私共、各議員さんに来年の2月にそれぞれ今の計画そのもの色々な説明をしていきたいと考えている。やり方は、全協に私が出席させていただいてやるか、いろいろ担当を連れて話をさせていただく。その後に市民の対応については、こういったごみの問題は、海老名市の市民は、処理場がありますからある程度認識は持っている方が多いわけです。ところが、座間、綾瀬は、遠いということがありますから、この部分では、話し合いで、こちら地元へ来ていただいても地域と地元では違うと思います。しかしながら、座間、綾瀬の市民の方に対して今後、ある程度説明をするという認識は持っています。いつの時期にやるかは別にしても、やる必要がある。なぜかという、私共、これだけ長い間、地元負担を掛けてきたということも皆さん知らないわけです。基本的な問題として、今後そういったアセスの評価書等の問題に関係なしにしても、こういった事実とか今後の27億円の公園を作るわけですから、それが座間市民として、綾瀬市民としてどうなのかという問題も出てくると思います。そういった部分については、遠いではないかということもある。しかし、防災とか或いは地元の関係を見ますと、今まで迷惑施設であったものを環境にやさしい還元される施設にしていきたいという形でありますので、沖永議員さんのご意見については、三市の首長と協議しながら方向付けていきたいと思えます。こういった形で出来るというのは、今後の課題とさせていただきたいと思えます。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はございませんか。安藤多恵子議員。

◎議員（安藤 多恵子君） ごみの削減についてお聞きいたしますが、先程の事業系のごみの削減に対しましては、お答えをいただきましたので理解をいたしました。ごみを

削減していくには、一つの考え方としまして、リサイクル率を高めていくということは、大変重要であると思うのですけれども、このリサイクル率が、決して伸びていない、むしろ下がっているというような現実がありまして、そういう意味ではリサイクルの指導啓発というものが、強めていく必要があるのですけれども、可燃ごみに含まれる資源物の割合、この実態調査・分析というものが行われていると思うのですが、25年度には、これが未実施になっていますね。それからもう一つは、家庭ごみの有料化ということも検討されていると思うのですけれども、これに関しても25年度は未実施になっていると報告ではうかがえるわけですけれども、この辺りの理由については、お分かりでしょうか。

◎議長（伊田 雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的にはごみの削減ということで、リサイクル率等色々あります。これについては、三市それぞれ違うという現状があります。高座清掃施設組合は、三市で構成しているわけですから、事業系のごみというのは、海老名がずっと多くなっている。事業所が沢山建っているわけですから、多くなるのは当然なのです。事業所が活性するとごみが出てきてしまうわけです。リサイクル率については各市でやっていると思います。下がっているところもあると思いますけれども、それぞれ違いますので、高座清掃施設組合としては、ごみの減量化に向けてやっていただきたいという形で、33年には、そういった目標も設定しました。海老名市の状況を見ますと、家庭ごみは、33年の目標値を達成しております。事業系は、増えています。そういったことの現状がそれぞれの市で違いますので、その部分については、リサイクル率の向上、或いは、減量化に向けた施策をそれぞれの市に積極的に働きかけていきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 安藤多恵子議員。

◎議員（安藤 多恵子君） 三市の連絡協議会等がありまして、そこで家庭ごみの有料化に関してとか、リサイクルの指導啓発といったことが話し合われていると思うのですけれども、可燃ごみに含まれる資源物の実態調査ですね、こういったことが、25年度未実施になっているのは、どういうことなのかお伺いしたい。

◎議長（伊田 雅彦君） 専任参事。

◎専任参事（芳賀 順一君） 今年度計上されておられませんのは、安藤議員がおっしゃられておりますのは、三市と組合で行いました、一般廃棄物処理基本計画の中で、実施した資源化率であります。それとは別に、高座が独自に年4回、ごみの組成分析という形で分析を行っております。これにつきましては、35ページにございます各種分析の中

で対応させていただいておりますので、これにつきましては、毎年実施しております。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 安藤多恵子議員。

◎議員（安藤 多恵子君） 削減ということは、三市でやることとなっているのですが、例えば、市側にすると、やはり三市である程度足並みをそろえる必要があるとか、或いは、自分のところだけ飛び出したようなことができないとかいうような、枠があって、やはり組合としての指導であるとか或いは、リーダーシップのようなものが、あっても良いのではないかと私は思うのですが、組合の方としたら、それぞれの市でやることですよと、意識としては、両方が寄り掛かっているというような感じがするのです。そういう意味では、もう少し実質的な、具体的な、行動と言いますか、分析に関しても、そういったことに関して、もっとしっかりと連携をして、削減に向けて行くということが必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎議長（伊田 雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 当然そうであると思います。家庭ごみの有料化についても、一市でやらずに三市で同一歩調でやるというお話しをさせていただいております。しかしながら、有料化にとっても各市でそれぞれの方向、いろいろな形の中で施策を展開していると思います。高座清掃施設組合は、何と云ってもごみ処理でありますから、収集から全て一緒になれば問題はありません。まだ、そういう段階にはなっておりません。そういった部分では、収集から処理を一括でやることによって、そういった体制でできるとは思いますけれども、現状の中で、新しい処理場を作るにあたって、できる限り減量化を図ってください、しかしながら今後、ごみの問題については、三市の広域という問題があります。処理は、広域でやっておりますけれども、収集はそれぞれ実態が違いますから、例えば、道路を挟んで東柏ヶ谷とか色々な所がありまして、4メートルの道路で、それぞれ違うわけです。全く違います。そういった部分では、一緒にできるところもあるし、できないところもあろうかと思えます。

広域性をどうやって実現するかの方向性によって減量化につながっていくであろうと思います。三市ではできる限り、広域で出来るものは広域でやろうということで、高座清掃施設組合、大和斎場組合、消防については、通信指令を三市で来年から稼働します。一步一步そういったものを積み重ねていくということの中では、実現すると思っております。以上でございます。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

◎議員（山口 良樹君） 平成25年度 高座清掃施設組合 一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から申し上げたいと思います。これまで、予算編成から決算に至るまで、大変事務方の皆さんの色々な努力、とりわけ地元の皆さんに対する誠意ある対応等について深く感謝の意を表したいと思います。また、施設運営・管理運営及び周辺整備につきましても、これから事務方の皆さんの努力というものが、高座清掃施設組合にとって不可欠であるという認識に至っております。ただ、先程も問題提起させていただきましたように、本決算の中に一部、どうしても理解ができないものもございます。先程申し上げましたけれども、10億を越すような、そういった施設修繕というものにつきましては、是非、熟慮をしていただいて、契約をするにあたっては、今までの流れを見ますと、随意契約とうような形でやられてきたことも承知をしております。どうか平成26年度決算に当りましては、100点満点の決算にさせていただきたいという思いでございます。今回は、その部分を引きますと100点満点中、90点であります。賛成の討論とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（伊田 雅彦君） 他に賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田 雅彦君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本件を認定するに、賛成の方の挙手を求めます。

◎議長（伊田 雅彦君） 挙手多数であります。よって、認定第1号 平成25年度 高座清掃施設組一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

◎議長（伊田 雅彦君） 本日提案された議案については、全て終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には、大変ご苦勞様でした。

（午後3時16分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成26年10月29日

高座清掃施設組合議会議長 伊 田 雅 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 戸 澤 幸 雄

高座清掃施設組合議会署名議員 加 藤 陽 子